

矢板市告示第 8 1 号

総合評価落札方式による条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

矢板市長 森 島 武 芳

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 矢板市立東小学校改築工事
- (2) 工事場所 矢板市立東小学校
- (3) 工事概要 校舎・体育館建築工事、電気設備工事、機械設備工事
A = 6, 8 5 8. 8 4 m²
1 階 A = 4, 2 2 4. 4 4 m²
2 階 A = 2, 6 3 4. 4 0 m²
うち体育館 A = 1, 1 1 4 m²
- (4) 工 期 令和 9（2 0 2 7）年 1 2 月 2 0 日まで
- (5) 予定価格 ￥ 2, 9 4 8, 0 2 0, 0 0 0 円
(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)
- (6) 本工事の入札は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、矢板市低入札価格調査制度実施要領の適用対象となる工事である。

2 入札に参加できる者の資格要件

- (1) 入札参加形態：特定建設工事共同企業体による参加
- (2) 特定建設工事共同企業体の結成方式

ア 構成員数

2 社ないし 3 社とする。

構成員組合せについては、矢板市建設工事入札参加資格者名簿に建築一式工事で登録されており、県内に本店若しくは支店を有し、S A 級・A 級に格付けされている者とする。なお、代表構成員又は構成員に市内に本店を有する者を

含むものとする。

イ 結成方式

自主結成方式とする。ただし、本工事において2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることは認めない。

ウ 構成員の出資比率

2社の場合は30%以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。3社の場合は20%以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

エ 代表構成員

当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を有すること。また、矢板市建設工事入札参加資格者名簿に建築一式工事で登録されており、SA級に格付けされているものであること。

オ その他

矢板市建設共同企業体取扱要領による。

3 条件付き一般競争入札参加資格の事前審査

実施する。

提出期限：令和7年8月8日（金）午後5時まで

提出先：財政課管財庁舎整備室（直接持参すること）

提出書類：① 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）

② 特定建設工事共同企業体協定書

③ 各構成員の次に掲げる書類

ア 条件付き一般競争入札配置予定技術者調書（書式－指定）

イ 建設業許可通知書の写し（申請日において有効なもの）

ウ 矢板市一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請日において有効なもの）

4 入札手続き等

(1) 担当課

区分	担当課	電話番号	所在地
入札担当課	財政課管財庁舎整備室	0287-47-6566	矢板市本町5番4号

工事担当課	教育総務課管理担当	0287-43-6217	矢板市矢板 1 0 6 番地 2
-------	-----------	--------------	------------------

(2) 入札手続き等

手続き等	期間又は期日等	場所又は問い合わせ先等
設計図書の閲覧	令和7年7月28日(月)) 令和7年8月21日(木)	矢板市保健福祉センター 2階 閲覧所 及び 矢板市ホームページ
入札書及び評価項目 算定資料の提出	令和7年8月14日(木)) 令和7年8月21日(木)	〒329-2199 日本郵便(株) 矢板郵便局留 矢板市教育部教育総務課 宛 (簡易書留によること。)
価格以外の評価点の 公表	令和7年8月25日(月) (午後5時頃に公表予定)	本市ホームページにて公表。 https://www.city.yaita.tochigi.jp
価格以外の評価点に ついての疑義照会の 受付	令和7年8月27日(水) 午前9時00分まで	(1)に示す工事担当課へ提出すること。 メールアドレス kyouiku@city.yaita.tochigi.jp
疑義への回答	令和7年8月29日(金) (午後5時頃に公表予定)	本市ホームページにて公表。
開札	令和7年9月1日(月) 午前8時45分	矢板市役所 2階 本館会議室

※ その他詳細不明の点については、次に照会すること。

財政課管財庁舎整備室(入札担当課)

電話 0287-47-6566

※ 評価項目算定資料の書式は、本市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/zaisei/sougouhyouka.html>

(注) 期間を定めたものについては、矢板市の休日を定める条例に規定する市の

休日及び正午から午後１時までを除く

５ 競争に参加できる者の条件

- (1) 本工事の競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の構成員は、本市の建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、告示日から開札日までの期間において次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

条件	条件適用の有無又は内容
ア １年７か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。	有
イ 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。	有
ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。	有
エ 矢板市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。	有
オ 右に掲げる資格等を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任配置できること。なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	１級建築士 又は １級建築施工管理技士
カ 平成２２年度以降に完成引渡しが完了した右に掲げるいずれかの機関が発注した請負金額５００万円以上の建築工事（（一財）日本建設情報総合センターが提供しているコリンズ・テクリスにて実績が確認できるもの）の実績を有する者であること。	(i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者 (ii) 上記(i)が発注した PFI 事業を受注した者

- (2) 配置予定技術者、保有資格者、現場代理人等にあつては、開札日現在において３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

６ 総合評価点算定基準

- (1) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

(2) 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 100点

イ 価格以外の評価点 16点

ウ 施工体制評価点 0点又は－10点

(3) 価格点の算定方法

ア 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第4位四捨五入〕

イ 最低価格及び入札価格は、次のとおりとする。

- ① 全入札者（入札書が無効でない者）が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

最低価格 各入札者の入札価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額

入札価格 各入札者の入札価格

- ② 全入札者（入札書が無効でない者）のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低価格 低入札調査基準価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）

入札価格 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

(4) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目		評価内容	配点	評価基準	配点
企業の施工能力	工 事 成 績 評 定	過去の工事成績評（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 A評価を3.0点、B評価を2.0点、C評価を1.0点、D評価以下を0点とし、平均値〔小数第二位以下切捨て〕を算出する。 対象となる評定点がない場合は、D評価とみなす。 評価の対象とする工事は、評価基準日の属する年度の前5ヶ年度に完成引渡しが完了した矢板市発注の建築一式工事とする。	3 点	2.5 点以上	3.0 点
				2.0 点以上 2.5 点未満	2.0 点
				1.5 点以上 2.0 点未満	1.0 点
				1.5 点未満	0 点
	企業の施 工実績	評価基準日までに完成引き渡し完了した（6）に掲げる同種・類似工事を元請※として施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を評価する。 ※P F I 事業の場合は、P F I 事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	2 点	延べ面積6, 0 0 0 m ² 以上の、新営工事に係る建築一式の実績有り	2.0 点
				3, 0 0 0 m ² 以上 6, 0 0 0 m ² 未満の建築一式工事の実績有り	1.0 点
				上記工事の経験無し	0 点
	優 良 工 事 の 受 賞	評価基準日の属する年度の前5ヶ年度の、国の行政機関、栃木県、矢板市の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	2 点	前2ヶ年度に有り	2.0 点
				上記を除く前5ヶ年度に有り	1.0 点
				無し	0 点

企業の施工能力	I S O の 認証取得	I S O 9 0 0 1 又は I S O 1 4 0 0 1 の認証取得の有無によ り評価する。	0.5 点	I S O 9 0 0 1 又は I S O 1 4 0 0 1 の 両方を取得	0.5点
				I S O 9 0 0 1 又は I S O 1 4 0 0 1 の いずれかを取得	0.25点
				無し	0点
	安全衛生 活動の実 績	評価基準日の属する年度の前 年度に建設業労働災害防止協会 栃木県支部が実施する安全衛生 講習会又は安全衛生活動への参 加実績の有無により評価する。	0.5 点	実績有り	0.5 点
				実績無し	0 点
	工事無事 故等の実 績	評価基準日前 1 年間における 指名停止及び書面による警告又 は注意の措置が無いことを評価 する。	0.5 点	措置無し	0.5 点
				措置有り	0 点
企業の信頼性	地域内拠 点の有無	本店（建設業法に基づく主た る営業所に限る。）の所在地に 基づき評価する。 本店が右のいずれの地域にある かで評価する。	2 点	矢板市内	2.0 点
				矢板市外	0 点
	地域の守 り手とし ての実績	塩谷広域行政組合との防災協 定の締結の有無により評価す る。	2 点	有り	2.0 点
				無し	0 点
	災害時の基 礎的事業継 続力の認定	評価基準日現在における関東 地方整備局による建設会社が備 えている基礎的事業継続力の認 定状況の評価する。	0.5 点	有り	0.5 点
				無し	0 点

地域貢献	次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップによる学生の受入実績 ③担い手確保への取組実績 ④消防団応援の店登録事業所	3 点	3 項目以上	3.0 点
			2 項目	2.0 点
			1 項目	1.0 点
			実績なし	0 点
合計		16 点		

(5) 価格以外の評価項目における評価対象期間は、次のとおりとする。

- ① 工事成績評定
評価基準日の属する年度の前 5 か年度に完成引渡しが完了した工事实績
- ② 優良工事の受賞
評価基準日の属する年度の前 5 か年度の表彰の有無
- ③ 同種工事の施工実績（企業・配置予定技術者）
評価基準日の属する年度の前 1 5 か年度に完成引渡しが完了した工事实績
- ④ I S O の認証取得
評価基準日現在の取得の有無
- ⑤ 安全衛生活動の実績
評価基準日の属する年度の前年度に参加した実績
- ⑥ 工事無事故の実績
評価基準日の前 1 年間の実績
- ⑦ 営業拠点の所在地
評価基準日現在の所在地
- ⑧ 防災協定
評価基準日現在の締結の有無
- ⑨ 地域活動の実績
 - (1) ボランティアの活動実績
評価基準日の属する年度の前 2 か年度
 - (2) インターンシップによる学生の受入実績
評価基準日の属する年度の前 2 か年度
 - (3) 担い手確保への取組実績
評価基準日の属する年度の前 2 年間
 - (4) 消防団応援の店登録事業所
評価基準日現在の登録の有無

(6) 価格以外の評価項目における同種・類似工事は、次の条件に該当する工事とする。

平成22（2010）年度以降に完成引渡しが完了した、RC造又は、SRC造の建築物の新営工事に係る建築工事。

(7) 価格以外の評価項目における「地域活動の実績」とは、次の実施状況とする。

① ボランティアの活動実績

「愛ロードとちぎ」または、「愛リバーとちぎ」の活動実績

② インターンシップによる学生の受入れ実績

学校教育法に基づく学校等に通う学生（中学生以下を除く）を対象に教育機関との取り決めをして行ったインターンシップの実績

③ 担い手確保への取組実績

建設業又は建設業者で構成される団体の一員として、学校教育法に基づく学校等又は地域住民により自治会として組織される団体において、無償で行う事業であって、次に該当するもの。

- ・評価基準日前2年間に、若手技術者や女性技術者等の担い手確保のため、現場見学会や出前講座、地域ふれあい活動等を通し、建設業の魅力や役割を伝える取り組みに貢献する活動を行った実績。

④ 消防団応援の店

栃木県内の自治体で登録していること。

(8) 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

ア ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

イ 防災協定締結については、証明する書類を提出するものとする。

（防災協定書の写しは認めない。）

証明する書類については、次に照会すること。

① 防災協定

塩谷広域行政組合消防本部 電話 0287-44-2513

② 建設業労働災害防止協会

栃木県建設業協会塩谷支部 電話 0287-43-0142

7 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書等は原則閲覧とするが、CD-Rにて貸出も行う。

期 間：令和7年7月28日（月）～令和7年8月21日（木）

閲覧場所：矢板市役所保健福祉センター2階閲覧所

矢板市ホームページ

CD-R貸出場所：財政課

- (2) 設計図書等に質疑がある場合は、下記アドレス宛電子メールを送信すること。
なお、質疑の様式は任意とする。

電子メールアドレス：kyouiku@city.yaita.tochigi.jp

提出期限：令和7年8月5日（火） 午前12：00まで

回答書の閲覧期間：令和7年8月18日（月） 午前9：00～（予定）

回答書の閲覧場所：矢板市ホームページ

8 現場説明会

現場説明会を行わない。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の一式を封筒に入れて封かんのうえ、入札書及び評価項目算定資料提出日に示す日に11の(2)により入札書と一緒に提出すること。
- (3) 工事費内訳書は、見積もった入札価格の積算基礎となるものであり、設計書の項目と同項目とで作成され、かつ入札価格と整合したものであること。
- (4) 工事費内訳書の様式は、指定の様式とする。（矢板市ホームページよりダウンロード可）
- (5) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利を生じさせるものではない。
- (6) 談合があると疑うに足りる事実があると認めた場合には、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

10 評価項目算定資料の提出

- (1) 入札に際し、価格以外の評価を行うために必要な資料（以下、「評価項目算定資料」という。）の提出を求める。
- (2) 提出する書類
- ア 評価項目算定資料の提出について（様式第10-2号）
 - イ 評価点算定資料一覧表（様式第10-3号）
 - ウ 施工実績評価資料（様式第10-4号）及び添付資料
 - エ 優良工事表彰状の写し（国の行政機関、栃木県、矢板市、いずれかの優良工事表彰状の写し）
 - オ ISO9001又はISO14001の認証取得状況が確認可能な証明書等

の写し

カ 安全衛生活動等実績証明書の写し（建設業労働災害防止協会栃木県支部が発行する安全衛生活動等実績証明書の写し）

キ 防災協定締結証明書（写し可、発行日から3か月以内）

ク 災害時の継続力（BCP）認定証の写し

ケ 地域活動の実績証明書等

- ・「愛ロードとちぎ」または、「愛リバーとちぎ」にて1回以上活動が確認できる活動報告書の写し（複数企業による活動の場合は自社が活動に参加した年月日がわかる書類の写し）
- ・インターンシップの実績証明書（様式第10－5号または栃木県様式のもの）
- ・担い手確保への取組実績に係る実績証明書（様式第10－6号または栃木県様式のもの）
- ・消防団応援の店登録証の写し

(3) 評価項目算定資料は、封筒に入れて封かんの上、4の(2)に示す評価項目算定資料の提出日に郵送により提出すること。

(4) 入札者は、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。

(5) 評価項目算定資料を提出しない者が提出した入札書は無効とする。

1.1 入札の方法

(1) 入札の日時及び場所

4の(2)に記載のとおり。

(2) 入札書等の提出方法

ア 入札書等は、郵送により提出すること。（簡易書留によること。）

イ 入札書及び工事費内訳書は二重封筒により提出するものとし、入札書を入札用封筒に入れて封かんし、別の封筒に工事費内訳書の一式を入れて封かんのうえ、あわせて外封筒に入れて封かんすること。外封筒には、工事名、工事個所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。

(3) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、矢板市建設工事等執行規及び矢板市財務規則を守ること。

(4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。

(5) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。

- (6) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札執行回数は1回とする。
- (9) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 2 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
 - イ 矢板市建設工事等執行規則の規定に違反したとき。
 - ウ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき。
 - エ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - オ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
 - カ その他入札に関する条件に違反したとき。
- (2) (1)のエに該当する場合には、当該工事箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とする。
- (3) 3により競争参加資格の確認を受けた者であっても、指名停止措置を受けるなど、開札のときまでに5の競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者の入札は無効とする。

1 3 開札の方法

- (1) 開札の日時及び場所
 - 4の(2)に記載のとおり。
- (2) 立会い
 - 入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が開札に立会わないときは、本工事の入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。
- (3) 開札後、総合評価点の算定を行う。
- (4) (3)の算定の結果、総合評価点が最も高い者に対し、連絡を行う。

1 4 総合評価に関する結果公表

- (1) 価格以外の評価点を公表する。
公表期日及び公表場所：４の(2)に記載のとおり。
- (2) 入札者は、自らの価格以外の評価点について、価格以外の評価に係る疑義について（様式第５号）により疑義の照会ができる。価格以外の評価に係る疑義について（様式第５号）の提出は持参又は電子メールによるものとする。
疑義に対する回答は、照会者へ書面の送付により行う。
提出期間、提出場所及び回答期日：４の(2)に記載のとおり。
- (3) (2)の疑義により価格以外の評価点を修正した場合は、(1)に準じて公表する。
- (4) 総合評価点を、落札者が決定した日の翌日に公表する。

1 5 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、有効な入札を行った入札者について１４により算定した総合評価点が最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点が最も高い者が調査基準価格を下回る入札であった場合は、矢板市建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領第９条に基づく施工体制確認審査を実施し、施工体制評価点を０点または－１０点とする。
- (3) 調査基準価格を下回る入札があった場合は、矢板市低入札価格調査制度事務処理要領に基づき、落札者を決定する。

1 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：契約金額の１０分の１以上
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の１０分の１以上とする。

1 7 低入札価格調査

総合評価点が最も高い者が調査基準価格を下回る入札であった場合は、施行体制確認審査を実施する。その結果、総合評価点が最も高い場合は、重点調査を実施する。

対象者は、施行体制確認審査及び重点調査にあたって、事業主管課の指定する期日までに必要な書類を作成すること。

1 8 調査基準価格を下回った場合の落札者との契約締結要件

- (1) 契約不適合責任の存続期間を通常の 1.5 倍とする。
- (2) 10 の(2)の資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の能力を有する技術者を 1 名追加配置する。
- (3) 契約保証金を契約金額の 10 分の 3 以上とする。

1 9 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。この場合、指名停止基準に基づく指名停止措置を講じることがある。

2 0 請負契約書

請負契約書の作成を要する。

本契約は、矢板市議会の議決をもって効力を発する。

2 1 支払条件

- (1) 前金払：請求できる。
- (2) 中間前払い：請求できる。（前金払を請求したときに限る。）
- (3) 部分払：請求できる。（中間前払いとの併用は不可）
- (4) (1)、(2)、(3)について、矢板市建設工事請負契約書第 36 条及び第 39 条の規定に基づくこと。

2 2 契約条項を示す場所

矢板市保健福祉センター 2 階閲覧所及び矢板市ホームページ